

## 令和4年第2回定例会（第3号）

令和4年6月15日（水曜日）午前10時00分開議

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 議案第32号 七飯町税条例等の一部改正について  
日程第 3 議案第33号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 4 議案第34号 七飯町介護保険条例の一部改正について  
日程第 5 議案第35号 久根別3号橋架替下部工事請負契約について  
日程第 6 議案第36号 冬トピア団地91-2棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について  
日程第 7 議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について  
日程第 8 議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について  
日程第 9 議案第39号 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について  
日程第10 報告第 3号 令和3年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について  
日程第11 報告第 4号 令和3年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
日程第12 報告第 5号 令和3年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書について  
日程第13 議案第40号 令和4年度七飯町一般会計補正予算（第3号）  
日程第14 議案第41号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第15 議案第42号 令和4年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第16 議案第43号 令和4年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第17 議案第44号 令和4年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）

### ○出席議員（17名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		11番	澤 出 明 宏
	12番	中 島 勝 也		13番	川 村 主 税
	14番	江 口 勝 幸		15番	若 山 雅 行
	16番	川 上 弘 一			

### ○欠席議員（1名）

10番 坂 本 繁

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉 原 太



午前10時00分 開議

---

開 議 宣 告

---

○議長（木下 敏） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第2回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

---

日程第1

会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

4番 池田 誠悦 議員

5番 田村 敏郎 議員

以上2議員を指名いたします。

---

日程第2

議案第32号 七飯町税条例等の一部改正について

---

○議長（木下 敏） 日程第2 議案第32号七飯町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（柴田 憲） それでは、議案第32号七飯町税条例等の一部改正について提案説明申し上げます。

主な改正内容につきましては、議案関係資料で御説明いたしますので、資料15ページの資料5七飯町税条例等の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1番、改正理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、施行期日が令和4年4月1日からの部分につきましては、専決処分にて七飯町税条例の一部改正を行い

ました。今回の改正は、前日の専決処分を行った部分以外で施行期日が令和5年1月1日以降の部分について、七飯町税条例等の一部を改正するものでございます。

2番、改正内容についてでございます。

それでは、（1）個人町民税関係でございます。上場株式等の金融商品の配当所得や譲渡所得について、課税方式を所得税と一致させることとされたことから、適用要件が一致するよう規定の整備を行うものです。施行期日は、令和6年1月1日でございます。

次に、合計所得金額を正確に把握するため、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名について、扶養親族申告書等に記載をすることとするものです。こちらの施行期日は、令和5年1月1日でございます。また、住宅ローン控除につきまして、適用期限を現在の令和3年12月31日から令和7年12月31日まで4年延長するものです。施行期日は、同じく令和5年1月1日でございます。

次に、（2）固定資産税関係でございます。所有権等の登記がされた場合、登記所から市町村に登記情報が通知され、固定資産課税台帳に記載されますが、DV被害者等から申出があった場合、住所に代わる事項など新たに通知事項が追加されることとなります。この改正に伴い、固定資産課税台帳の閲覧証明等に関する規定を定めるものです。施行期日は、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行日でございます。

次に、（3）七飯町税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第10号）の改正規定の一部改正でございます。先ほど個人町民税関係にて扶養親族申告書等の改正について御説明いたしました。未施行であります前回の改正分につきましても、法律の改正に合わせて同様に規定の整備を行うものでございます。

3番、施行期日といたしまして、この条例は、先ほど御説明いたしました各項目について、それぞれ記載された日から施行し、改正後の七飯町税条例の規定中、町民税及び固定資産税に関する経過措置につきましても記載のとおりとなってござ

います。

なお、議案関係資料16ページから25ページの資料6には、第1条に規定する七飯町税条例新旧対照表、26ページの資料7には、第2条に規定する七飯町税条例の一部を改正する条例新旧対照表を添付してございます。

七飯町税条例等の一部改正についての提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第32号七飯町税条例等の一部改正についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3

#### 議案第33号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

---

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第33号七飯町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第33号七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明申し上げます。

改正する内容については、お手元に配付されております議案関係資料の27ページ、資料8の七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願ひます。

1の改正理由といたしまして、新型コロナウイルス

感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免等についてに基づき行われたところですが、令和4年度に行う減免措置についても国の財政支援における基準が示されたことから所要の一部改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免対象年度及び当該年度における納期限の改正を行うものでございます。

次に、3の施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

4の経過措置といたしまして、この条例による改正後の七飯町国民健康保険税条例の規定は、令和4年4月1日以後に納期限が到来する国民健康保険税について適用し、同日前に納期限が到来した国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

新旧対照表につきましては、次の28ページ、資料9に添付してございますので、御参照願ひます。

提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第33号七飯町国民健康保険税条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4

議案第34号 七飯町介護保険条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第34号七飯町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、議案第34号七飯町介護保険条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

それでは、議案関係資料の29ページ、資料10七飯町介護保険料条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1、改正理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき令和2年度より実施しているところですが、令和4年度においても国の財政支援が行われることが示されたため、所要の一部改正を行うものです。

2、改正内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により減免対象となる介護保険料の納期限を改正するものです。

3、施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

4、経過措置として、この条例により改正後の七飯町介護保険条例附則第9条に規定する介護保険料の減免は、令和4年4月1日から適用し、この条例による改正前の七飯町介護保険条例附則第9条に規定する保険料の減免は、なお従前の例によるものとします。

なお、新旧対照表につきましては、別紙30ページに添付してございますので、御参照願います。

提案説明は、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第34号七飯町介護保険条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第35号 久根別3号橋架替下部工事請負契約について

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第35号久根別3号橋架替下部工事請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（笠原泰之） それでは、議案第35号久根別3号橋架替下部工事について提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、久根別3号橋架替下部工事請負契約を次のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的は、久根別3号橋架替下部工事。工事概要は、橋台工一式、護岸工一式。

2の契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

3の契約金額は、1億1,539万円。

契約の相手方は、相互・鈴木特定建設工事共同企業体。代表者、亀田郡七飯町桜町35番地、株式会社相互建設、代表取締役大竹キョエ氏でございます。

次のページをお開き願います。工事関係図面になります。

左側が位置図で、赤色で囲まれている部分が工事箇所となっており、図面右側が平面図となっております。資料裏面となりますが、側面図と先ほどの平面図を拡大したものとなっております。側

面図の赤く着色されている部分が橋台の側面となっており、下の平面図の赤く着色されている部分が橋台工、青く着色されている部分が護岸工の施工箇所となっております。

なお、議案関係資料を31ページに、資料12、久根別3号橋架替下部工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので、御参照願います。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 何点かちょっと確認ですけれども、1億円を超えるこういう大きな工事をやるということは、やはり受注する業者は、Aランクとか何かそういうものに指定されたものだと思うのですけれども、今、七飯町でAランクに指定されている業者というのは、こういう工事の場合、何者ぐらいあるのかということと、聞きたいのは、地域限定型一般競争入札について、何回かこの議会でも議論があったのですけれども、一般競争入札とすべきではないかという意見もあれば、地域の業者を育てるとかいろいろな理由があって、どちらにもメリット・デメリットがあってあれなのですけれども、地域限定一般競争入札の今後の対応について、これからもこういうような工事についてはこういう運用するという考えなのかどうか、そこをちょっとお聞きたいなと思います。たまたまこの資料の12、13、次の議案になるのですけれども、二つを見ると、共同企業体と1社が対決して、共同企業体が入札している。1社のところだけが落札に至ってないという、たまたまなのでしょうけれども、そういうことが起こっていて、今後もこういう形が続くのかなという印象があるのですけれども、そういうのも含めて地域限定一般競争入札についての考え方をちょっと教えていただければなと思います。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） それでは、御質問にお答えしていきたいと思えます。

今回の土木工事につきましては、Aランクは3社、町内にあるということでお知らせしたいと思

います。

次に、地域限定型競争入札をこれからやっていくのかということでございますけれども、やはり地元発注という考え方から、今後、こういう形で入札を進めたいという考えは、今のところ変わっておりません。

あと、共同企業体が落札しているのがどうなるかということですが、これ、たまたまということでありまして、その企業体が2社及び3社でそれぞれの事業所の考え方でこういう共同企業体を組むということでございますので、うちが共同企業体だから選んだとか、そういうものは一切ございませんので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） Aランクが3社ということであれば、地域限定一般競争入札であれば、限られたところにしか声がかからないというような形になるということと、地域限定をつけないで一般競争入札ですか、にしたほうが安くなるのではないかという考え方もあって、その安くなるよりも地元を育てていることをやるのか。入札なんてやってみないと安く上がるのか高くなるのかは分からないのですけれども、そのところを再度確認させてください。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 確かに、議員のおっしゃった一般競争入札ということになると、価格が下がるという可能性はなきにしもあらずと考えておりますけれども、やはり地元発注ということを前提として今後もやっていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 理事者、それでいいのですか、今の答弁で。

暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

今、理事者のほうでもう一度再答弁したいという、詳細に答弁したいということですので、再答弁を認めます。

土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 貴重な時間を費やして、大変申し訳ございません。

町内の業者だけということでの話のちょっと補足というか、させていただきませうけれども、七飯町内に建設業法第3条の1項に規定する営業証を有し、4年以上営んでいる者という規定において、町内に本社があるということで、町内に営業所を持っていて4年以上営んでいる事業所であれば入札等に参加できるという要件を盛り込んでおりますので、それを補足させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 詳しい説明、ありがとうございました。

そうするとあれですか、たまたま今回はそういう企業が入ってなかったけれども、地域限定競争入札については、今言った追加のいろいろな町内に事務所があるようなところの、本社は別なところにあっても、そういうところも参加できるし、そういうところにも声をかけているということで運営されているということによろしいですか。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） さっき、Aランク3社といったところが、先ほどの町内に建設業法の第3条1項に規定する営業所を有して4年以上営んでいることなどの条件に該当する事業所であります。今後、いろいろな工事とか営業所ができたりしてこういう要件に当てはまっていけば、こういう事業所が増えていくという可能性もあるということで御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） ちょっと仮設の工事だけのことをお聞きして確認をさせてもらいたいのですが、この図面を見ますと、護岸工事が青い範囲ということで御説明がありました。この青い範囲の

すりつけ部分と申しますか、既設との接合箇所なのですが、例えば大雨が降ったときに、既設の護岸と今回のこの新しい護岸の境目というのは、こういった処理がなされているのかをちょっと説明をいただきたいのと、この青い護岸の範囲の実際に着工する時期というのは、大体いつ頃想定されているのでしょうか。例えば鮭の遡上ですとか、漁業組合との規制があったり、それから例えば、8月ということはないでしょうけれども、大雨が降って、ちょうどこういう工事をしていると、渦を巻いてよく護岸がえぐられるということが出てくるのですが、たまたまそういうことが起きたときというのは、あくまでもこの工事業者がそれを直すということにはなると思うのですけれども、その辺の確認だけちょっとお願いしたいと思えます。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 護岸のすりつけ部分になりますけれども、蛇籠を鉄製で編んで竹材を積み込んだものというイメージになりますけれども、蛇籠を設置していくということになっております。また、河川の護岸の改修の時期につきましては、工期は5月からということになりますけれども、今後、すみません、工期は6月からということになりますけれども、今後、近隣の方とか漁組の方と打ち合わせるというのはちょっと、今、予定にはなかったのですけれども、そういう部分につきまして相談しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 工期が1月の20日というのが、私、ちょっと早いような気がしたのでお聞きしたのです。1月20日といえば、まだ川の縁は凍っている最中なのですよ。だから、例えばこの護岸に何かあったときに、冬場にやってしまうということはできるのですけれども、春先、雪解けのその増水したときに、そういう箇所の手直しだとかが発生することが多々あるものですから、普通、この河川の工事というのは3月末を工期にしているのかなというのが多いのですが、この1月20日というのは大丈夫なのか、その辺だけちょっと確認をさせてください。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 施工上は問題ないと考えてこの工期としておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（木下 敏） ほか、ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。  
これより、討論を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。  
これより、採決を行います。

議案第35号久根別3号橋架替下部工事請負契約についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6

#### 議案第36号 冬トピア団地91-2棟 長寿命化改修建築主体工事請負契約について

---

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第36号冬トピア団地91-2棟長寿命化改修建築主体工事請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） それでは、議案第36号冬トピア団地91-2棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、冬トピア団地91-2棟長寿命化改修建築主体工事の請負契約を次のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的は、冬トピア団地91-2棟長寿命化改修建築主体工事。工事の概要は、鉄筋コンクリート造、地下1階、地

上3階建て。総延床面積は1,093.32平方メートル。

2、契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

3、契約金額は、1億2,133万円。

4、契約の相手方は、鈴木・東商・松栄特定建設工事共同企業体。代表者、亀田郡七飯町字大沼町746番地、株式会社鈴木事業所、代表取締役鈴木進氏でございます。

次のページをお開き願います。

工事関係図面になります。

1枚目は、配置図になっております。赤色で表示している場所が今回の工事箇所となる91-2棟でございます。

次のページからは平面図、立面図を添付してございますが、この91-2棟には12戸で構成される住戸となります。

次に主な工事内容になりますが、屋根は、波形スレート板を撤去し、落雪防止屋根へ新設いたします。外壁は、既存仕上げの外に外断熱塗装仕上げ材を新設します。サッシについては、木製のものをアルミ製に変え、アルミ製のものを樹脂製サッシに交換いたします。内部改修については、床、壁、天井などを撤去し、新設いたします。

また、給排水管の更新に伴う内部改修工事については、流し台、またトイレ、ユニットバス等を撤去し、新設となります。

続きまして、議案関係資料の32ページになります。資料13、冬トピア団地91-2棟長寿命化改修建築主体工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので、御参照願います。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。議決いただきますよう御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 質問というか、意見に近いかと思うのですが、今回でこれ終わる工事で、簡単にいえば、工法としては同じことを8年間かな、9年間かな、続けてやってきたのです。施工業者は、もうほぼ、大体、町内の4者あたりがやってきたと。これはいいのですけれども、私、

せめて最後の工事くらいBランク、Cランクと一緒にJVの中に入れて、こういう特殊工法を実績持たせるようにとか、何か町のほうで表立った動きはできないのでしょうか、いい機会ですから、下の業者を育てあげるといふ、そういう考えないのかというような質問を前にしたこともあったのですけれども、今回、これ最後になるのですけれども、そういう思いというのは発注時点ではなかったのかどうか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） ただいまの質問になります、今回の工事についての金額でAランク以上になりまして、先ほどの土木と一緒になりますけれども、JVで落札されております。過去の経過についても、金額が大きいもので、JVなり1社なりやっておりますけれども、それぞれBランク、Cランク共同でやるという部分については、今回の発注の中では考えておりません。また、今回の地域限定型一般競争入札については交付金事業になりますので、その辺も私どもは考慮しながら、今回設計、また事務のほうを進めております。

以上であります。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第36号冬トピア団地91-2棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7

議案第37号 北海道市町村職員退職手

当組規約の変更に関する協議について

日程第8

議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更に関する協議について

日程第9

議案第39号 北海道市町村総合事務組規約の変更に関する協議について

---

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第37号北海道市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議について、日程第8 議案第38号北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更に関する協議について、日程第9 議案第39号北海道市町村総合事務組規約の変更に関する協議について、以上3件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第37号、議案第38号、議案第39号について一括して提案説明申し上げます。

今回の規約の変更は、それぞれの組合において上川中部福祉事務組合が新たに加入することに伴い、一部改正するものでございます。

それでは、議案第37号北海道市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

議案関係資料の33ページ、資料14の北海道市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議の概要を御覧願います。

1の変更理由として、北海道市町村職員退職手当組合に上川中部福祉事務組合が新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する必要が生じたことから、この変更の協議について議会の議決を求めるものでございます。

2の変更内容として、別表（2）の一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加えます。

3の施行期日として、この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の

規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。新旧対照表につきましては、34ページの資料15として添付してございますので、御参照願います。

次に、議案第38号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

議案関係資料の35ページ、資料16の北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議の概要を御覧願います。

1の変更理由として、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する団体の解散脱退に伴い、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する必要があることから、この変更の協議について議会の議決を求めるものでございます。

2の変更内容として、別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加えます。

3の施行期日として、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。新旧対照表につきましては、36ページの資料17として添付してございますので、御参照願います。

次に、議案第39号北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

議案関係資料の37ページ、資料18の北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議の概要を御覧願います。

1の変更理由として、北海道市町村総合事務組合を組織する団体の解散脱退に伴い、北海道市町村総合組合理約の一部を変更する必要があることから、この変更の協議について議会の議決を求めるものでございます。

2の変更内容として、（1）別表第1上川総合振興局（30）の項中、「（30）」を「（31）」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「上川中部福祉事務組合」を加えます。

（2）別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「上川中部組合事務組合」を加えます。

3の施行期日として、この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。新旧対照表につきましては、38ページから41ページまでに資料19として添付してございますので、御参照願います。

以上、簡単ではございますが説明となります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、議案第37号、議案第38号、議案第39号、以上3件について一括して質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 簡単なことなのですが、ちょっと調べたけれども分からなかったのですが、教えていただきたいのですが、施行期日の関係で、総務大臣の許可の日からというのと知事の許可の日からというのとあって、第286条第1項を見ると、都道府県に係るのは総務大臣の許可だし、市町村関係については知事の許可だとか、そういうふうなつくりになっているのですけれども、このあれですか、組合三つそれぞれある中で、どこがどう違うのですか、その知事の許可と総務大臣の許可とかというので、そのこのところをちょっと教えてください。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課財政担当課長（青山栄久雄） 大変申し訳ございません。詳しくはこの部分、私も勉強しなければならないところでございますが、恐らくの、大変恐縮でございます。届出の届出する場所によって変わるのかなというふうに思っておりますので、この部分、確認させていただきたいというふうに思います。私も勉強しましたら、お知らせさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

討論、採決については、1件ごとに行います。

まず初めに、議案第37号北海道市町村職員退

職手当組合理約の変更に関する協議について討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第37号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第38号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第39号北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10

報告第3号 令和3年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について

○議長(木下 敏) 日程第10 報告第3号令和3年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長(花巻 亘) それでは、報告第3号令和3年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について、地方自治法第243条3第2項の規定により御報告いたします。

2ページの理事会議案第2号令和3年度事業報告についてを御覧ください。令和3年度に実施しました事業内容について御説明いたします。

ページを開きまして、初めに3ページの1、国際交流に関する調査及び研究並びに人材の育成でございます。

(1) 函館市内の語学学校と大沼地域の学校にて留学生と児童生徒と一緒に交流したり授業を受ける計画は、新型コロナウイルス感染防止の観点から延期としました。

(2) 韓国の大学生誘致に向けた厚真町へ出向いてのフィールド調査も、訪問は新型コロナウイルス感染防止の観点から延期としました。

(3) 韓国の大学生の誘致、マレーシア、シンガポール訪問事業調査、ホームステイ打合せなどのための訪問は、延期としました。

次に、2、国際交流を促進するための各種行事、研修並びに人物交流等の実施でございます。4ページから5ページになります。

(1) 一般住民や小学生対象の英会話講座・キッズ英会話講座につきましては、新型コロナウイルスの状況に応じ、規模を縮小し、実施しております。また、外国人講師を招き、外国料理講座、英語で学ぶ世界の文化を実施しております。

(2) 地域住民の国際化理解の高揚を図るため、ホームステイで受け入れるワールドラーニング国際交流プログラムは引き続き中止となっておりますが、主催者の日本における窓口であるワールドユースジャパンと再開に向けた意見交換を実施しております。

続いて（３）国際交流活動としまして、２事業実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しております。

次に、３、地域の国際交流団体との連帯、協力及び活動の振興でございます。６ページから７ページになります。

各種事業に対する助成につきましては、ホームステイ事業を中止したため、ホストファミリーへの助成を行っていません。連帯につきましては、道南地域の各種団体と協力し、相互理解と共催で事業を行うほか、セミナーに参加し、理解と連携の強化を図っております。

次に、４、大沼国際セミナーハウス等の国際交流施設の広報・宣伝活動及び学会、研修会の誘致、７ページから９ページでございます。

（１）協会ホームページを視認性の高いデザインにリニューアルし、利用申請用紙もダウンロード可能としたことや、イベントではネット予約サイトを導入し利便性の向上を図ったほか、以前から運用しているSNSや広報ななえへの折込チラシ等を活用し、各媒体で情報を発信しております。

（２）施設PRを目的に、７ページから８ページに記載した各種イベントを開催しております。

続いて９ページですが、（３）旅行代理店と連携したツアー企画については、令和２年度に中止した横須賀との音楽交流５周年記念事業を予定して準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、再度、開催中止となりました。

（４）コワーキングスペースは、徐々に利用者が増加し、他の事業への参加申込みや喫茶コーナーのドリンクの売上げも向上するなど相乗効果が生まれてきております。

（５）、（６）については、コロナの影響により出張等による誘致活動を行うことはできませんでした。

次に、５、大沼国際セミナーハウス等の管理及び運営の受託、その他委託を受けて行う事業でございます。１０ページから１１ページでございます。

指定管理者として大沼国際セミナーハウス及び大沼森林公園の施設維持管理業務を受託し、施設

の維持管理業務を行っております。新たな取組としましては、令和２年度より準備を進めていたデイキャンプ場を大沼森林公園内に開設しております。

次に６、自然観察会の実施、自然環境保護活動の指導者の育成等の自然環境保護活動の企画、実施並びに推進。１１ページから１２ページでございます。

大沼森林公園自然観察会バードカービング講座は、開催中止。園児を対象とした自然環境教育は、開催予定時期の感染状況によって中止したのもございますが、計４回実施しております。また、大沼森林公園内の危険木のダウン検査を実施したほか、倒木につきましては、ウッドチップやまきとして販売しております。

次に、７、その他この法人の目的を達成するために必要な事業でございます。１３ページを御覧ください。

（１）新規ボランティア登録につきましては、コロナの影響で困難でしたが、大沼森林公園の整備、研修会などを実施しております。

（２）賛助会員募集事業は、令和４年３月末日現在で個人会員が２２７名、団体会員が７４団体でございます。その他、協会の会報を１回発行し、事業報告、行事の案内を行っております。

次に１４ページにかけまして、理事会、評議会等の開催実績を記載しておりますので、御覧ください。

続いて、１５ページの令和３年度の利用状況でございます。年間の利用件数は１３７件、前年度９３件で、前年度に比べ４４件増えております。利用者総数は４、６４９人、前年度２、１０３人で、前年度に比べ２、５４６人の増加でございます。各種事業の再開などにより、利用状況は徐々に回復傾向にあるところです。各月、各室ごとの詳細は、資料を御覧ください。

事業報告の説明は、以上でございます。

続きまして、理事会議案第３号令和３年度決算報告についてを御覧ください。

初めに、１７ページの令和３年度収支計算書について御説明いたします。

まず収入の部でございますが、収入額を御覧い

ただきたいと思います。基本財産運用が443万5,492円、団体及び個人会員の会費が193万4,000円、自主事業が112万2,688円、施設管理受託事業が3,157万1,000円、施設運用事業66万5,430円、民間助成金8万円、受取利息1,066円、雑収入が5万6,820円でございます。収入の内容は、備考欄を御覧ください。当期収入合計が3,986万9,496円、前期繰越収支差額が637万7,193円、収入合計は4,624万3,689円でございます。

次に18ページ、支出の部でございます。支出額を御覧ください。

自主事業費の計が171万5,379円、施設管理委託事業費の計が3,414万3,416円、管理費の計が314万5,643円、退職給与引当預金が95万4,000円、以上の支出合計が3,995万8,438円となり、当期収支差額がマイナス9万1,942円、次期繰越収支差額は628万5,251円でございます。

次に、19ページの令和3年度正味財産増減計算書でございます。当年度を御覧ください。

Iの一般正味財産増減の部、下段のIの一般正味財産期末残高が663万7,215円。IIの指定正味財産増減の部、基本財産に当たりますが、指定正味財産期末残高として3億6,381万円。IIIの正味財産期末残高の部、Lの正味財産期末残高が3億7,044万7,215円でございます。

次に、20ページの令和3年度貸借対照表でございます。当年度を御覧ください。

Iの資産の部、Aの流動資産合計額、Bの基本財産合計額、Cの特定資産合計額、Dのその他固定資産合計を合わせたFの資産合計額は3億7,418万7,628円でございます。

次に、IIの負債の部で、Gの流動負債合計14万5,793円とHの固定負債合計359万4,620円を合わせたIの負債合計は374万413円でございます。

次に、IIIの正味財産の部で、Jの指定正味財産3億6,381万円とKの一般正味財産663万7,215円を合わせたLの正味財産合計は3億

7,044万7,215円となり、Mの負債及び正味財産合計は3億7,418万7,628円でございます。

次に、21ページの令和3年度財産目録でございますが、貸借対照表の科目別内訳となっておりますので、御覧ください。

次に、22ページの令和3年度計算書類に対する注記でございますが、1の重要な会計方針として、引当金の計上基準につきましては、期末退職給与の支給額に相当する金額を計上しております。また、資金の範囲につきましては、現金、預貯金、預り金を含めております。

2の基本財産の増減及び残高ですが、当期末残高は3億6,381万円でございます。

3の次期繰越金収支差額につきましては、前期末残高が637万7,193円、当期末残高が628万5,251円でございます。

4の収支計算書の流用ですが、記載のとおりでございます。

5の固定資産の取得価格、減価償却累計及び当期残高ですが、取得価格が36万4,100円、当期償却額が1万2,136円、当期末残高は35万1,964円でございます。

最後になりますが、23ページが監査結果となっております。

報告第3号令和3年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告については、以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 1点のみお尋ねをいたします。

デイキャンプ場の開設という新しい項目が今年度入りました。なぜデイキャンプだったのか、普通のキャンプ場とできなかったのかをお尋ねいたします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、御質問にお答えしてまいります。

森林公園、夜間閉鎖するため宿泊することができないので、日中のみ利用するデイキャンプ場と

して開設することしかできませんでした。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） この場所には、宿泊設備は造れないという条件でセミナーハウスを造っているの、理解できないわけではないのですが、道のその土地を借りてやっていて、東大沼のキャンプ場はある。それと三千百何十万円も委託料を払った団体が管理をしている。こういう条件がそろってれば、何かそのまま泊まることは、別にトイレもあるし、問題ないのかなという解釈が町民の中にならあるのですが、夜を閉鎖している理由というのが、ちょっとその説明、聞いていいですか。夜、その施設を使えないという理由です。森林公園の。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 私の記憶で申し上げますと、当時、セミナーハウスを造ったときの経過の中で、大沼の国定公園なのですが、指定公園でございます。その法律の関係の規定の中で、公園計画というのがありまして、この場所はキャンプ場です、ここは宿泊施設ですというような形に指定されているはずでございます。その中から国際セミナーハウスは外れているという、宿泊施設ではないですよというような記憶がございます。ただ、野営場というような表現が今でも残っているかどうか分かりませんが、そういう形で宿泊場ではないというような形の中で、夜間についてもセミナーハウスについては、そういう宿泊関係についてはできませんよという、そういう縛りがあるということで御理解いただきたいと思えます。その公園計画が変わるのであれば、今後、可能性としてあるのでしょうか、それは北海道の公園計画で、私どもでこう変えますよというふうには、そういう形の中で進めることができませんので、その点については、当面は無理な状況にあることで御理解をいただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、ございませんか。

川村主税議員。

○13番（川村主税） 1点確認したいのですが、17ページのちょっと収支計算書の中

で、④の施設管理受託事業費で3,157万1,000円、これ、人件費なり光熱費とか、そういった部分で毎年役場のほうから入っているお金だと思うのですが、その次のページの18で②合計金額、支出の。3,414万3,416円で、実際に120万円くらいのお金余ったと。この余った分というのは、当然ほかのも合わせて繰越しになっているのですけれども、必要な分だけお金が入っていると思うのです。そういった余った分に関しては戻さなくていいとか、その辺は何かあるのか、ちょっと確認させてください。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 指定管理料につきましては、3年間、指定管理を契約するときに協定を結んでおりまして、いろいろ事業、コロナの関係で、事業が縮小したりして、場合によっては、当初予定していた、当初こちらで計算していたよりも少なくなることもございますけれども、その差額について返還させるようにはなってございません。指定管理、この施設に限らず指定管理というのはそのような協定とか契約になって進んでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） よろしいですか。

川村主税議員。

○13番（川村主税） その3年間の中でプラスになったりマイナスになっても、結局、例えばそれよりかかった場合でも、結局それでやりなさい、その範囲でやりなさいよでいいのか、ちょっとその1点。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 特段、特別大きな自然災害であるとか、不慮の事故であるとか、想定を超えたような事態で金額があまりに超えるような場合については、双方協議の上、変更することはあり得るかと思うのですが、通常の状態でも営業していただいている場合については、その範囲内でやっていただくという考え方に変わりはございません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 大きな質問、二つあってあれなのですけれども、まずは中身の事業とか、その決算の数字等について細かいところちょっと確認させてもらいます。

9ページで、企業等利用誘致とかという、そういう項目で、中身読んだら、賛助会員の企業を七飯町のふるさと納税企業版担当職員と訪問し、当方は会場利用の誘致を行ったとかと。企業版ふるさと納税のことだと思うのですけれども、こういうことで活動していただいているということなのですけれども、この成果とか反応とか、それについて何か聞いているものがあれば教えていただきたいなというふうにちょっと思います。

それと17ページで、会費が予算額よりも収入がちょっと減っているのですけれども、これはあれなのですか、会員数が減少しているということなのかどうか、そこのところも確認をちょっとさせていたいただきたいなと思います。

それと18ページの、予算のほうでは基金等積立金で1,000円上がっているのだけれども、これ支出してないとかというのは、特別な1,000円なのであれなのですけれども、特別な理由があるのかどうか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それと、決算書のほうでは、いつも出資による権利ということで、交流協会については3億1,143万円というのが毎年出資した額ということで、当初出資した額だと思うのですけれども、これについては、この決算内容というか、その財産内容を見ると、土地とか建物とかで評価するところがほとんどなくて、国債とか預金とかなので、全く毀損してないというか、そのまま残っているということで、なおかつこの正味資産とか何かを見ると、増えていると考えて、それがここでも場合によって解散したら町の全額収入ということになるものだというふうに考えてよろしいでしょうか。仮の話ですけれども、この正味資産で、負債を、財産から負債を引いた残りについては、これはもう町の財産に相当するものだよというふうに考えていいのかどうか、そこのところを教えてくださいなと思います。

それと、地方自治法の第243条の3第2項で

は、こういう決算の数字を、決算をしなければいけないという、出資している先について決算をしなければいけないということで、それを次の議会に報告しなければいけないとなっているのですけれども、この内容について、できれば町の評価というのですか、この事業内容と、今、同僚議員から質問のあった3,000万円ほどの資金を出して、なおかつこの経費の内容のほとんど、2,100万円が人件費に相当するようなもので、果たして、果たしてというか何かあれなのですけれども、これに、この結果に対する評価とか、もっとこれから頑張るのだということで済ませるのかどうか、そこのところの今のところ捉えている評価について、もし開示できるものがあれば、こう考えてますよというものをちょっと教えていただければなと思います。ちょっと大きな金額の出資のやつなので、活動をもう少し活発に何かできる、できないと何かちょっとあれなのかなというイメージがあるのですけれども、そこのところをお願いいたします。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。11時15分、再開します。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

報告第3号令和3年度一般財団北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告についての質疑を続けます。

若山雅行議員に対する答弁より入ります。

政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、質問にお答えしてまいります。

まず9ページ、ふるさと納税企業版担当職員と訪問した際の効果ということなのですけれども、当時、担当職員と財団の事務局長が近隣20社程度の企業に訪問しております。ただ、その後、ふるさと納税につきましても、法人団体の増員につきましても、この訪問した企業からの反応は、今のところございません。

次に、会費が減っているという点なのですけれ

ども、確かに個人会員、特に語学教室に参加した場合に、賛助会員の場合、割引を受けられるということで、それを目的に賛助会員に入っている方非常に多いのですけれども、令和2年度、コロナの影響で、語学講座、ほとんど中止になってしましまして、語学講座を受けられないということで令和2年度末で退会された方結構いらっしゃいました。令和3年度、一部状況よくなって、語学講座再開し始めているのですけれども、まだ様子見で賛助会員に戻ってらっしゃってない方もいらっしゃいますので、ちょっと一部、昨年と比べて減った状況になってございます。

次に、支出項目の18ページ、4番の基金等積立金の1,000円なのですけれども、基金等積立金と記載してございますが、財団の場合は、基本財産に対する積立金という内容になりまして、この場合、ここに出てくる数字は、例えば新たに出资があったりとか、あと大きな寄附金があったりした場合に、基本財産に積み立てる、そういう性質の項目でございます。通常は、ここに入ってくることは、数字が入ってくることはないのですけれども、もし大きな寄附だとか新たな出資だとかあった場合に積み立てられるように、予算項目として立てるために、ここに1,000円、予算上立てて計上しているという形でございます。

最後にもう一つ、財団が解散した場合に残余した財産、出資金が町の財産になるのだろうかという御質問だったかと思うのですが、まず一般財団法人北海道大沼国際交流協会の精算に残余財産の帰属という項目がございまして、まずそのまま読み上げさせていただきますと、「この法人が精算をする場合において有する残余財産は、評議委員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする」というふうに記載がございまして、基本的には、出資というふうに言ってございますけれども、町から財団のほうに当初出資している金額というのは寄附に当たりまして、正確に言うと、法律上は返す必要がないものにはなるのですけれども、出資している団体、七飯町だけでございまして、当時、今、北斗市になってございますけれども、

当時の大野町、上磯町、函館市、あとその他、当時渡島管内のその他の町村からも出資金を受けてございますので、当然、もしもこの財団が精算をした場合に、その財産についてどのように処分するかというのは、当然うちの町だけで、財団のほうの理屈だけで決められるということではなく、その他の町の皆さんと協議をして決定していくことになろうと思うのですけれども、基本的には、類似した団体に新たに寄附されていくというような流れになろうかとは思いますが、ちょっと明確に従ったときにどうなるかという想定まではちょっとできませんが、そういったところでございます。

次に、行政のほうからの評価ということなのですけれども、指定管理者につきましては、指定管理事業につきましては、この大沼国際交流協会だけではなくて、それ以外の指定管理事業者全てについて、年に1回、七飯町のほうで担当課が評価をしまして、決まった項目について評価をしまして、それをホームページのほうで公表をしております。ちなみに、令和3年度の大沼国際セミナーハウス及び七飯町大沼森林公園の評価につきましては、適切な管理運営の確保ということでA評価、利用者サービス等の向上ということでA評価、利用実績がB評価、現地調査A評価、総合評価B評価、状況についてはそれぞれ詳細に記載してございますが、ほかの施設、指定管理されている施設と併せまして、ホームページのほうで公表をしております。

また、補足になりますけれども、理事会のほうに私はオブザーバーという形で参加をさせていただいております。理事会の席上、理事の方々からは、コロナ禍で非常にイベントが中止になったり、集客が難しくなる中、新たな収益事業の確保に向けてなかなか苦労しながら頑張っているのではないかというような評価がされてございました。それも、一つ情報として提供させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 僕も勉強不足というか、何か知らないところあったりなののですけれども、

そうすると、これあれなのですね、七飯町だけではなくて、たくさんの出資しているところがあるということなのですね。普通であれば、ここに株主のというか、出資の内容とかあればあれなのですけども、どこどこが出資しているのか、幾ら出資しているのかとか、ちょっと教えていただければなと思うのですけれども、てっきり七飯町だけだと思ってたので解散したらあれなのかなと思ってたのですけれども、函館とか何か、北斗とか何か、近くの市町村とか何かが入っているということなのでしょうか。その入っている名前と出資割合というのですか、何かそういうのをもし手元にあれば教えていただきたいなと思います。

あと、そのホームページに載っている評価のやつについては、これは見えています。道の駅とか何かも、指定管理者は、その評価を載せなければいけないとなっていますから。だけれども、ほとんど前年と同じ文言が書かれているようなイメージで、しっかりこの事業について、今後どうしていけばいいのかというところが何も無い、任せきりのような感じがして、この交流、何ですか、交流協会ですか、この自治体がどうしていけばいいのかという七飯町の考え方として、ホームページに載せているその評価ではなくて、このこういうふうになってきたこれに対して決算の内容とかを見て、管理者とかそういうこと、指定管理ということではなくて、この交流協会についてどういう評価、もっともっと頑張ってもらいたいとか、いや、何か苦戦しているとか、何かその辺の事業の評価ということですが、管理の内容ではなくて、そこのところちょっと、もしよろしければ聞きたかったなと思うのですけれども、そこのところをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 基本財産のまず出円状況なののですけれども、出円年月日順に随時ちょっと読み上げさせていただきますが、まず設立時に大野町が300万円、函館市が2,100万円、七飯町が2億7,780万円、上磯町600万円、その後、追加で七飯町2,188万円、森町10万円、渡島町村会、当時12町村ありまして、まとめて120万円、その後、追加で七飯

町240万円、協会自身が賛助会費、利子、預金利子合わせて108万円、その後さらに、これが令和5年度までの分です。その後、令和6年、失礼しました。平成5年度までの分です。これ、今申し上げたのが平成5年度までの分で、ここまでの合計が3億3,446万円。その後、平成6年に函館市が2,000万円、平成8年に七飯町が620万円、さらに平成9年に七飯町が315万円、合計が現在3億6,381万円となっております。

事業への評価でございますが、町としての評価は、先ほど、例年同じような内容だとおっしゃられましたけれども、指定管理者の指定管理している内容についての評価は、先ほど御報告いたしました評価調書のとおりなのでございますけれども、町としての評価を私個人の口から申し上げるのも何なのですが、担当している、所管している担当部署の責任者としての評価ということでしたら、先ほど理事会の場でも理事の方からも意見が出ていたというふうに申し上げましたけれども、コロナ禍で集客が減って、事業が、多くの事業が中止にならざるを得ない中、何とか収益事業を確保しようということで、例えば倒木をまきにして販売してみたり、デイキャンプを始めてみたりということで、収益を少しでも上げるために各種事業に着手しているところは評価できる場所ではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） そうするとあれですね、ほかのたくさん出資している自治体のこの数字の合計を入れても、この資産あれで上回っていますので、資産は毀損していないと。七飯町については、この、何でこんな何回も出資したのかなというのは、ちょっとよく意味は分からないのですけれども、ここである3億1,143万円の出資は、今の今現在のところでは確保されているという状況ですよということによろしいわけですね。そうすると、ほかの自治体はどういうふうに考えているとか何か、その辺の情報があれば教えていただきたいなと思います。終わります、3回目なので。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 理事会の席上に、毎年、新成立当初の出資があります函館市、また現在合併している大野町、上磯町が合併した北斗市の担当部局の方がいらっしゃっていただいております。特に事業内容について、いいとか悪いとかというような評価はいただいておりますが、淡々と理事会、評議会の報告を聞いていただいております。内容について御承認はいただいております。特段、こちらのほうからどういう評価なのだろうかということの問い合わせたことはございません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については、報告済みといたします。

---

#### 日程第 1 1

#### 報告第 4 号 令和 3 年度七飯町一般会計 繰越明許費繰越計算書について

---

○議長（木下 敏） 日程第 1 1 報告第 4 号令和 3 年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課財政担当課長。

○総務財政課財政担当課長（青山栄久雄） それでは、報告第 4 号令和 3 年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和 3 年度七飯町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の金額のうち、翌年度に繰り越した額を地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお開き願います。

令和 3 年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

このたびの繰越計算書については、令和 3 年度予算において、繰越明許事業の設定、事業費の変更による金額補正などで議決をいただき、年度

内に入札執行が完了したもの、または精査により翌年度へ繰り越す額が決定したことから、議会へ報告する計算書となります。

繰越明許事業として設定した 2 款総務費 1 項総務管理費の総合行政情報システム改修事業の翌年度繰越額は 1,846 万 7,000 円、款項同じく個人情報保護制度対応例規整備事業は 478 万 5,000 円、次に 3 款民生費 1 項社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は 1 億 9,169 万 3,000 円、2 項児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付事業は 150 万円で、この事業の繰越し分に係る財源は国庫支出金、子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金となりますが、同額を令和 4 年 5 月 31 日に既に注入してございます。

次に、6 款農林水産業費 1 項農業費の町営牧場作業車更新事業は 748 万円。8 款土木費 5 項住宅費の本町上台団地整備事業は 4,065 万 1,000 円、同じく桜 B 団地整備事業は 3,481 万 9,000 円、最後に 10 款教育費 1 項教育総務費の学校保健特別対策事業の翌年度繰越額は 1,124 万 9,000 円で、繰越明許を設定した 8 事業について令和 4 年度一般会計へ繰り越し、繰越明許事業の総額を 3 億 1,064 万 4,000 円とするものでございます。

なお、設定金額と翌年度繰越額の差額は、入札執行等による事業費の減額分であり、6 年度繰越額の財源内訳は記載のとおりとなります。

以上で、令和 3 年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

---

#### 日程第 1 2

#### 報告第 5 号 令和 3 年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書について

---

○議長（木下 敏） 日程第 1 2 報告第 5 号令

和3年度七飯町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、報告第5号令和3年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

令和3年度七飯町下水道事業会計建設改良費に係る歳出予算の金額のうち、翌年度に繰り越した額を地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、次のページを御参照願います。七飯町公営企業管理者より七飯町長へ報告されております。

1ページ戻りまして、この報告を受け、同条同項の規定により、令和4年第2回七飯町議会定例会に第5号報告とさせていただきます。

次の次のページ、A4横の資料を御覧願います。令和3年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書の詳細についてでございます。

内容につきましては、令和3年度予算の建設改良費について、その一部を令和4年度に繰り越して予算執行するものとなります。

その内容は、北海道が事業を実施する函館湾流域下水道整備事業の繰越しに伴う七飯町負担分の繰越しとなっております。

それでは、1款資本的支出1項建設改良費、流域下水道整備事業負担金、翌年度繰越額は612万6,750円となります。なお、説明の補足となりますが、繰越しを行う詳細な理由につきましては、事業主体の北海道より機器の製作に必要な半導体の調達に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となったとの説明を受けております。

以上、令和3年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

---

日程第13

議案第40号 令和4年度七飯町一般会計補正予算（第3号）

日程第14

議案第41号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15

議案第42号 令和4年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16

議案第43号 令和4年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第17

議案第44号 令和4年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）

---

○議長（木下 敏） 日程第13 議案第40号 令和4年度七飯町一般会計補正予算（第3号）、日程第14 議案第41号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第15 議案第42号 令和4年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第16 議案第43号 令和4年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第17 議案第44号 令和4年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上5件を一括して議題といたします。

なお、この後、令和4年度予算審査特別委員会の設置を予定されていることから、詳細な提案説明及び質疑を省略し、議案第40号から議案第44号までの以上5件についての総括説明と総括質疑にとどめますことを御承知願います。

それでは、一括して提案説明を求めます。

総務財政課総務財政担当課長。

○総務財政課総務財政担当課長（青山栄久雄）

それでは、議案第40号、41号、42号、43号及び第44号で提案します令和4年度の七飯町一般会計補正予算（第3号）及び各特別会計の補正予算並びに七飯町広域の会計の補正予算の総括について、さきにお配りしております令和4年度政策編成後予算説明資料、こちらの緑色の表紙の資料を基に御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、杉原町政1期目の初年度となる政策的経費を予算に編成したほか、長期

化する新型コロナウイルス感染症への対応及び地域経済の回復対策に向けた対策のため、引き続き4回目のワクチン接種事業の経費を追加するほか、国からの地方創生臨時交付金を財源に消費喚起対策事業の実施並びに高校生及び大学生等を扶養する世帯への生活支援給付金事業など、緊急性を要する事業も含めて編成しております。

最初に1ページ目でございます。こちらの表は、今回提案します政策予算額等を含む6月補正額表中のB欄、6月補正後の原型予算額C欄、前年度同時期の予算額と比較可能にした令和3年度6月補正後予算額D欄を表示した七飯町全体の予算額、一般会計及び三つの特別会計並びに二つの企業会計の予算等の状況でございます。

今回提案します政策予算額等を含む6月補正額B欄の金額は、一般会計で7億1,940万7,000円を追加し、補正後の予算額を117億3,722万9,000円とするもので、前年度との比較では3億4,483万1,000円の増、率で3.0%の増加。次に、特別会計の国民健康保険特別会計は、57万円を追加し、補正後の予算額を33億7,017万円に、前年度と比較して2,347万円の増、率で0.7%の増加。次の後期高齢者医療特別会計は、6月の補正予算額がなく、介護保険特別会計は、保険事業勘定に22万6,000円を追加し、補正後の予算額を29億3万4,000円、会計全体で29億1,322万6,000円とし、前年度との比較では1億122万6,000円の増、率で3.6%の増加。次の土地造成事業特別会計は、令和3年度末をもって廃止しておりますので、一般会計、特別会計の合計では、総額7億2,020万3,000円を追加し、補正後の予算額を185億762万5,000円とするもので、前年度と比較して5億302万7,000円の増、率で2.8%の増加となります。

次に公営企業会計ですが、一つ目の水道事業会計は、収益的収入は6月の補正予算額がなく、収益的支出で894万3,000円を追加し、補正後の予算額を4億6,534万3,000円に、前年度と比較して584万3,000円の増、率で1.3%の増加。次に、資本的収入は、6,490

万円を追加し、補正後の予算額を2億4,319万円、前年度と比較して2,440万9,000円の増、率で11.2%の増加。資本的支出は、6,503万2,000円を追加し、補正後の予算額4億4,363万2,000円、前年度と比較して3,345万1,000円の増、率で8.2%の増加となっております。

次に、下水道事業会計で、収益的収入は100万2,000円を追加し、補正後の予算額を7億3,630万2,000円、前年と比較して759万8,000円の減、率で1.0%の減少。収益的支出は485万2,000円を追加し、補正後の予算額を7億3,600万2,000円、前年度と比較して1,150万2,000円の増、率で1.6%の増加となっており、次に資本的収入は、1億2,490万円を追加し、補正後の予算額を3億941万6,000円、前年と比較して1,981万6,000円増、率で6.8%の増加。資本的支出は、1億2,990万円を追加し、補正後の予算額を5億290万円、前年度と比較して1,150万円の増、率で2.3%の増加となっております。なお、公営企業会計の補正後予算においては、資本的支出額が資本的収入額を上回る額については、内部留保資金で補填されるものとなっております。

次に、2ページでございます。

各グラフの説明となりますが、①は一般会計予算額及び決算額の推移で、平成30年度から令和4年度までの状況をグラフと表で示しております。次に②は、令和4年度各会計政策の予算額の構成割合を円グラフで表したもので、七飯町の各会計を集計した予算総額206億5,550万2,000円に対して一般会計の割合が56.8%となっております。また、下段の③は、令和4年度一般会計予算の歳入財源構成比、④は歳出目的別構成比、⑤は歳出性質別構成比を円グラフで示しております。

次に、3ページでございます。

令和4年度一般会計政策後予算の歳入歳出の状況でございます。(1)の歳入でございますが、今回提案します6月補正額B欄の歳入の内容について簡単に御説明いたします。

14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症の対応事業に充てる地方創生臨時交付金2億3,747万1,000円を追加するほか、道路等の社会資本整備総合交付金事業に充当する国庫補助金などで、総額3億4,526万8,000円を追加、15款道支出金は、農林水産業費の多面的機能支払事業に充てる道補助金5,261万3,000円のほか、久根別川の橋の架替事業に充当する道負担金などで総額9,462万円を追加、18款繰入金は、今回提案します6月補正額の財源調整分として財政調整基金からの繰入金で1億1,000万円、同じく19款繰越金は、端数調整分として361万9,000円を追加、20款諸収入は、町内会等の地域コミュニティ活動の組織促進取り組む事業に助成されるコミュニティ助成事業助成金で250万円を追加、21款町債は、一般農道の整備に充てる農業債をはじめ、道路及び河川の整備等に充当する土木債、社会教育施設の改修等に充当する教育債の発行などで1億6,340万円を追加するものでございます。

続いて、(2)の歳出でございますが、同じく今回提案します6月補正額B欄の歳出の内容について簡単に御説明いたします。2款総務費は、1項総務管理費で特定目的基金費及びまちづくり政策事業費をはじめ、3項戸籍住民基本台帳費など9事業で総額3,632万1,000円を追加。3款民生費は、1項社会福祉費で新たな事業として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、主に高校生や大学生を扶養している世帯への生活支援として現金給付を実施する高校生等扶養世帯生活支援給付金事業や国の低所得の子育て世帯に対する給付事業として2項児童福祉の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業など8事業で総額1億717万6,000円を追加。4款衛生費は、1項保健衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種事業の4回目追加接種分など2事業で総額3,749万7,000円を追加。6款農林水産業費は、1項農業費の土地改良総務費など3事業で、総額9,778万2,000円を追加。7款商工費は、1項商工費で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した

クーポン券発行事業費など4事業で総額1億4,605万9,000円を追加。8款土木費は、2項道路橋りょう費で、町道等単独改良事業費や3項河川費の河川改良費など8事業で総額2億1,903万2,000円を追加。9款消防費の減額補正628万2,000円は、南渡島消防事務組合に対する負担金の減額で、人事院勧告に基づき期末手当の支給割合を減じたことによる人件費分の負担金減額となります。最後に10款教育費は、1項教育総務費で、空き家となっている教員住宅の解体費を計上する教員住宅管理費をはじめ、5項学校給食費は、食材費等の高騰による学校給食の安定供給を図るための補助金として、学校給食センター運営費など17事業で総額8,182万2,000円を追加するものでございます。

次に、4ページでございます。

一般会計の歳出予算を節別で集計したものととなり、前年度との比較を表した表となります。6月補正額B欄の歳出の内容について簡単に御説明いたします。

1節報酬は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に従事する会計年度任用職員の報酬に155万7,000円を追加。3節職員手当等は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び住民税臨時特別給付金事業に従事する職員の時間外勤務の手当分として127万2,000円を追加。10節需用費は、細節(1)の町納品費で、参議院議員通常選挙執行費やまちづくり政策事業費の消耗品費など合わせて185万1,000円を追加。

(4)の印刷製本機は、クーポン券発行事業費の印刷製本費などで合わせて270万7,000円を追加。(6)の修繕料は、社会福祉施設指定管理費の授産施設、自動車修繕料などで249万2,000円を追加し、需用費合計で705万円を追加。11節役務費は、細節(1)の通信運搬費でクーポン券発行事業費の郵便料など合わせて821万円を追加。(2)の広告料は、広報費の広報番組放送広告料など合わせて124万4,000円を追加。(3)の手数料は、教育費の事務局費で、修学旅行等の延期または中止が発生した

場合のキャンセル料など合わせて676万2,000円を追加。(5)の保険料は、同じく事務局費のGIGAスクール用タブレットの端末保険料として145万6,000円を追加し、役務費合計で1,767万2,000円を追加。12節委託料は、新型コロナウイルスワクチン接種事業のワクチン接種委託料や町道等単独改良事業費の久根別川の橋の架替設計委託料など合わせて1億29万7,000円を追加。13節使用料及び賃借料は、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業の電算鑑定借上げ料及び事務局費学校教育の学校用IT管理、ソフトライセンス更新料など合わせて248万3,000円を追加。14節工事請負は、町道等単独改良事業費の各地区新設改良等工事や河川改良費の軍川下流排水路整備工事など合わせて2億715万円を追加。16節公有財産購入費は、町道等単独改良事業費の本町13号線用地購入など合わせて448万円を追加。17節備品購入費は、教育振興費及び学校管理費の町内各小中学校で購入する教材備品購入費及び学校用備品購入費など合わせて3,083万1,000円を追加。18節負担金補助及び交付金は、土地改良総務費の多面的機能支払事業補助金やクーポン券発行事業費の交付金など合わせて3,億3,325万1,000円を追加。21節、補償・補填及び賠償金は、町道等単独改良事業の久根別川の橋の架け替えに伴う支障物件補償費で200万円を追加。24節積立金は、今後の社会教育施設の整備改築に向けて必要となる財源の一部に充てるため、社会教育施設整備基金への積立金1,000万円を追加。最後に27節繰出金は、介護保険特別会計の一般会計負担分として4万3,000円を繰り出しするものでございます。

次に、5ページと6ページでございます。こちらの表は、一般会計政策後予算の歳入歳出を性質別収入及び性質別経費に振り分けた表となり、5ページの歳入は、科目ごとに歳出予算に上充当された収入が臨時的なものであるか、または經常的なものであるかに振り分け、さらにその財源が特定財源として歳出経費に充当された収入であるか、または一般財源等であるか見ることができる表となります。令和4年度の計上一般財源等は、

70億9,056万8,000円で、参考までに前年度当初予算と比較して、3億8,191万9,000円の増となっております。

次に、6ページの歳出は、歳出予算を性質別経費に振り分けた表となり、主要な経費の項目として義務的経費である1の人件費は、17億6,299万4,000円で、前年度と比較して1,690万8,000円の減。4の扶助費は26億6,090万6,000円で、前年と比較して1億6,087万3,000円の増。6の交際費は12億9,846万5,000円で、前年度と比較して2,218万円の減で、義務的経費の総額では、前年と比較して1億2,178万5,000円の増となっており、増加の要因は扶助費となります。また、11の投資的経費ですが、8億2,123万5,000円で、前年度と比較して3,046万1,000円の増となっており、この結果、令和4年度政策後予算の經常収支比率は、89.4%となり、前年度の92%と比較して2.6ポイント低下、改善されておりました、今後も引き続き經常収支比率が悪化しないよう、經常経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、7ページから8ページでございますが、一般会計歳出予算の性質別経費のうち、投資的経費の状況について表にまとめたものとなります。令和4年度の投資的経費のうち、主な事業または工事費として、農林水産業費では、農地整備事業負担金、一般農道に1,920万円、土木費では、町道等舗装補修及び随時補修工事に1,867万4,000円、久根別3号橋架替事業に2億3,580万円、ユートピア団地長寿命化事業に1億8,646万1,000円のほか、教育費は、旧大沼小学校の教員住宅解体工事に2,145万円などを計上しております。

次に、9ページから10ページでございますが、一般会計歳出予算の性質別経費のうち、補助費と補助金の状況について表にまとめたものとなります。

次に、11ページとなります。11ページは、一般会計歳出予算の性質別経費のうち、(1)に義務的経費である扶助費の状況と(2)に各特別会計等へ負担する繰出金の状況をまとめており、

令和3年度当初予算額との比較をしております。

次に12ページは、一般会計が発行する町債の状況となりますが、一般会計の令和4年度政策後の借入予定額E欄は、前年度からの繰越明許事業3,860万円を含め4億6,480万円の発行を予定しており、そのうち地方財政の財源不足を補うために発行が認められる臨時財政対策債の借入予定額は、前年度より2億2,000万円減の1億5,000万円とするものでございます。

次に、13ページとなります。13ページは、一般会計が管理する基金の積立金及び繰入金の状況を表した表で、令和2年度末の現在高、令和3年度及び令和4年度中の移動予定額及び年度末現在高の状況を記載しております。令和4年度政策後の基金繰入金は、財政調整基金から1億1,000万円予定しておりますが、できるだけ基金から繰入れをすることがないよう、経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

次に14ページは、平成30年度から令和2年度までの一般会計の決算額、令和3年度の最終予算額、令和4年度の政策後予算額の各数値を比較できるように記載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後に15ページは、同じく平成30年度から令和2年度までの一般会計の決算財政指標、令和3年度の最終予算額の指標、令和4年度の政策後予算額の財政指標等の各数値を比較できるように記載してございますので、同様に後ほど御確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、令和4年度政策編成後予算資料の説明とさせていただきます。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。1時、再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

これより、議案第40号から議案第44号までの以上5件について一括して質疑を許しますが、詳細な項目の質疑については、先ほど申し上げましたが、この後、令和4年度予算審査特別委員会

の設置が予定されていることから、質疑は、政策に関わる基本姿勢や財政に関わる総括的な事項といたします。

これより質疑を許します。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 総体的に1点確認したいと思っておりますけれども、まず、町長の施政方針、この中には23ページに、「歳入に見合った歳出を基本とした財政を目指し」という、こういう文言がありますけれども、今回の部分を見ますと、町税、これは前年度比からいけば9.3%の増、地方交付税は5.4%の増、そして基金繰入れ、これは1億1,000万円、こういったようなことで歳入が増加している。このそれぞれ町税あるいは地方交付税、これらの予算計上の信憑性というのですか、現実性といいますか。と申しますのは、もしこれが入ってこないということであれば赤字になるわけです。低めに抑えていけば、それ以上入ってくれば黒字になる。単純な理屈になるのですけれども、これらを見ていきますと、町税も地方交付税も、いずれも増に設定されている。確かに器は幾らでも大きくしたり小さくしたりはできるのですけれども、いわゆるこの増にした根拠、これをひとつ説明願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課財政担当課長。

○総務財政課財政担当課長（青山栄久雄） 当初予算、こちらについては当初予算時の設定の考え方になりますけれども、町税についての9.3%増でございますが、町税は前年度は26億4,800万円で計上させていただいて、今回は28億9,489万8,000円、これが9.3%増になっているということになりますけれども、令和3年度につきましては、これまでも今年の3月の財政収支見通しでも御説明させていただきましたけれども、令和3年度予算につきましては、コロナ禍の影響によって、町税がかなり落ちるだろうということで、当初予算比較ではどのくらいかというのを、ちょっと今手元に、すみません。令和3年度につきましては、令和2年度の当初予算と比較して3億400万円、約10%程度減額して当初予算編成させていただきました。これは最終的には、予算としては29億5,300万円ま

で、そのコロナ禍の影響がそんなに落ちない、恐らく幸いにも落ちなくて済んだということで、29億5,300万円、約3億円を増額して予算を立てさせていただきました。このたびは、その令和3年度当初予算と比較して28億9,400万円ですので、通常の予算編成に戻せたということで、町税につきましては、このような予算計上をさせていただいております。

また、地方交付税につきましても同様な考え方で、地方交付税の前年度当初予算額につきましては、31億円です。これに対して令和3年度の決定額、交付税の決定額につきましては、31億円から最終的には37億円まで、これは普通交付税です。特別交付税も含めまして、39億円までその財源が見込めるような形になりました。これは、今回の予算編成におきましては、普通交付税で31億円から33億円、実際、地方財政計画では3.5%の増を見込んでいるということになります。結果、去年の決定額37億4,700万円に対して33億円を見込んでおりますので、十分予算割れはしないだろうというふうには見込んでおります。

また、今回、基金の繰入金を1億1,000万円にさせていただきましたけれども、こちらにつきましては、歳入に見合った歳出ということは、当初予算においてこれらの収支不足に充てる財政調整基金ですか、これを令和元年度から引き続き当初予算では基金の繰入れを見ないという形で、その分、歳出をできるだけ低く抑えろとか、そういうような形で予算計上させていただきましたけれども、今回は政策予算で総額7億1,000万円の歳出を見ているものですから、これに見合う収支不足調整分として1億1,000万円計上させていただいたということになります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 要は、1億1,000万円、基金、財調ですけれども、要するに現況の歳入で足りないからこの財政調整基金1億1,000万円を基金から取り崩したという話ですから、やはり歳出先行型というのですか、歳出ありきの歳入のつじつま合わせだというふうに見られても

仕方ないのではないかと思います。したがって、施政方針でうたっているように、歳入ありきでというけれども、実際、歳入というのは実際増やせるのです。器を増やすことは幾らでもできる。そういう考え方からすれば、いかに歳出を抑えていくかということが勝負なのです。そこら辺、考え方としてはどうなのですか。

○議長（木下 敏） 総務財政課財政担当課長。

○総務財政課財政担当課長（青山栄久雄） このたび補正に伴いまして、総額7億1,940万円の補正予算を提出させていただきましたけれども、これは歳出、歳出といいますか、こちらの補正の内容としましては、今回、町長が変わりまして政策予算的計上尺につきましては、4億1,000万円、次にコロナ関連で計上させていただいたものが2億3,900万円、さらにワクチン接種などで5,148万9,000円、通常の補正予算として1,865万1,000円になりますけれども、これも総額で7億1,900万円を見込んでおります。7億1,900万円見込んでいます。それぞれ歳出にかなう歳入を見ながら、見つけながら、こちら補正予算を計上させていただいたということになります。こちら、常日頃から歳出につきましては、経費が課題ならないような形で歳出予算の計上に努めているところでございますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 実際、1億1,000万円取崩しているというのは、これ事実ですよ。それからコロナ関連というのは、100%国から来るわけですから、しかもまだ残額のあるはずなのです。ですから、そういう中を考えると、ちょっとまだ納得いくような形になっていないのではないかと。もっと歳出というのは抑え込めるのではないかと。いわゆる歳出を抑え込めるということは、逆に言えば、歳入も抑え込める。いわゆる財調基金を取り崩さなくても対応できたのではないかと。そういう考えはできないですか。もう一度お願いします。

○議長（木下 敏） 総務財政課財政担当課長。

○総務財政課財政担当課長（青山栄久雄） 基本

的に歳入に見合った歳出ということで、令和元年度から引き続いてその予算計上に当たっては財政調整基金を取り崩さない方向で考えています。ただ、令和3年度もそうだったのですけれども、必要な緊急性を要する事業など、もしくはそのコロナに対応するための一般財源を出すとか、そういう意味では、前年度、令和3年度におきましては1億2,800万円の追加での、追加というか財政調整基金の執行予算、繰入れの予算を見込んでおりますけれども、令和3年度におきましては、これは経費の節減、節減というか、なるべく歳出の抑制を図った結果、結果的には財政調整基金からの取り崩しはなく、令和3年度は決算を迎えたというような状態になっています。これは、令和4年度においても、予算上では1億1,000万円、この予算を組むために必要な額として基金からの取崩しを見込んでおりますけれども、年度間を通してこの基金の取崩しが無いような形で方向で何とか節減に頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今回、町長、五つの基本政策を抱えて当選されまして、最初の政策予算の提案ということで期待もしておりました。

今回、この政策予算、具体的に町長の掲げた基本政策がどのように反映されているのか、その辺についてちょっとお伺いしたいなということです。よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今回の政策予算につきましては、今現在、施政方針でも訴えさせていただいた内容の中で、そして、私も公約ではある程度たくさん上げさせていただきましたが、その中で十分、まずは手をつけていけるものから上げさせていただいた形になります。そういう意味では、コロナの関係の部分の生活弱者といいますか、町民の皆様の経済活動も含めまして、クーポン券の配布だとか、そういうもので、まずは生活対策を担っていきたい。そして、私も選挙戦の中

ではいろいろお話をしてまいりましたけれども、今、2月からのウクライナの情勢だとか世界情勢が変わってきた中、あとコロナの収束がなかなか治まらないという状況の中で、今一番必要なのはコロナ対策、経済対策、そしてまた観光の部分では、まだまだお客様が戻ってきてないという部分を含めまして5点の部分の生活、子育ての部分だとか、高齢者の健康寿命を高める部分だとか、そういう部分は今までの取り組んできた政策にプラスしてやれるところからということで、あまりにも、あまり多くは目に見えて、1回で出せるという状況ではございませんけれども、今、これから施政方針にあるように、この課題に向けて一歩ずつ進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、お答えいただきましたけれども、これまでやってきたコロナ対策だとか、そういったことは、これまで国の補助事業として行われてきたことが基本だということだと思うのですが、今回、町長の政策的なものとしては、20%給与削減というのは具体的に出ましたけれども、そのほかの五つの基本政策、これがどのように反映されたのかというのは、あまり具体的には見えないような中身だったのですけれども、今後の町長のこの政策をどのように反映させていくのかについて、意向といいますか、考えをひとつお伺いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今後の考えということですが、私の部分で訴えてきた部分につきましては、5点の政策を訴えさせていただいてきた部分と、それから地域やはりが疲弊しているという部分あって、子育て支援、それから生活環境の部分では、定住・移住の促進、そして食と観光をはじめとする、そういう七飯町の活性化、そういう部分で、総合計画の中に基本目標を掲げた部分に沿った形で、今回、施政方針を掲げさせていただいて、そして、予算づけをしてきたという中で、その中で移住政策の部分では、今までの特定空き家の解体のほかにも、昭和55年以前に建築された

空き家の解体の助成もしながら、住み替え促進をしていきたいという部分は明らかに出ています。あとは、特にまだ、あとは予算の部分では、子供の安全という部分で通学路の安全の部分の対策だとか、それからリサイクル、それからカーボンシティに向けた取組の推進の部分では、直接予算にはまだ上げさせてはいただけませんが、そういうものを町民の声を聞きながら、私の政策を生かしていきたいというふうに思っております。まずは経済対策、そして観光の対策を、誘致だとか企業誘致の部分、向かっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 全部で3点ほど。中身は特別委員会でじっくりあれしたいと思っておりますので、大本のところちょっと教えていただきたいのは、まず、この資料の一番最後の15ページのところに載っている財政指標と数値のところの標準財政規模という項目あるのですけれども、これが令和4年度政策の予算で大幅に減少しているのですけれども、この要因というのですか、こういう理由でこうなっているということと、その減少は、今後の何かいろいろなものに影響とか何か出ないのかどうか、そこについてちょっと教えていただきたい。

それと、あともう一つは、3月に骨格予算を決めました。政策的な予算は新しい町長が決まってから6月の定例会で補正でやりますと。それについては、肉づけ予算というような、政策予算というような形で呼ばれているということで、この骨格予算についても、肉づけ予算についても、法的な定義というか、条例にも決まっていなくて、地方自治法にも決まってないので、慣行としてそういうふうに呼んで、そういう対応しているのだと思うのですけれども、骨格予算とその肉づけ予算の関係で、骨格予算をつくる時に、次の町長のために資金をこれだけ留保しておくとか、そういう慣行的なものがないのかどうか。というのは、今回の7億1,900万円の補正、肉づけについて

は、印象としてちょっと少ないなという感じがありまして、中身を見ると、コロナ対策だったり、当然やらなければいけない、それこそ必要経費的なものでないのかなと。一方、骨格予算については109億4,000万円、これについては前年度の当初予算と全く同額なわけです。だけれども、我々にとっては骨格予算なので、必要経費だけなのだとということで特別委員会も開かないでここまで来ているわけですがけれども、それで、慣習として肉づけ予算というか、そのために繰越金を残しておくとか、別途留保するような、そういう慣行がないのかどうかです。そこのところちょっとお聞きしたい。

先ほど、同僚議員のほうから財政調整基金の繰入れというか1億1,000万円という話がありましたけれども、これは3月のときに3億9,800万円もぼんと積立してしているわけです。ほかのあれも合わせると4億5,000万円近く、4億5,000万円といたらちょっとほかも入ってますから、4億円ぐらいぼんと積立してしているわけです。普通なら、それを繰越しとして翌期に何か使ってもらえるような、そういうようなことをするような慣習がなかったのかどうかです。僕は、その1億1,000万円、今回取り消すのは、3億9,000万円もぼんと積んでいるので、その反動でしようがないのかなというふうに考えています。それで、そういう骨格予算と肉づけ予算でその資金の考え方、これだけを留保するとか、それとも使えるもの、骨格予算で全部収入を全部支出として出して、肉づけは肉づけでまた別に財源を見つけて何かやるという、そういうような慣行なのかどうか、そこのところちょっと考え方を教えていただきたいなと思っております。

それで、過去の例として、平成30年と平成26年の骨格予算の金額と町長、町長交代はしてませんが、選挙があった後のあれなので、肉づけ補正予算との金額、今回の7億円と比べて多かったのが少なかったのか、ちょっと教えてもらいたいのので、その金額を分かれば回答いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課財政担当課長。

○総務財政課財政担当課長（青山栄久雄） それでは、何点か御質問いただいておりますので、順次お答えしていきたく思いますけれども、まず標準財政規模が令和4年度、財政指標等の数値では落ちているというような内容で御質問されておりますけれども、この標準財政規模につきましては、一般的に地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう計上一般財源の規模というふうな形で定義されております。こちら、1ページ戻っていただいて14ページを見ていただければと思いますけれども、こちら歳入のいわゆる一般的な計上、一般財源というのは、この町税から交通安全対策特別交付金までの小計72億9,000円から特別交付税を除いた70億9,000万円が計上の一般財源に該当します。この要因として、プラスちょっと入ってくるのですが、その一番下に、今度、町債で臨時財政対策債というのが下段のほうにあります。こちら、今年度は1億5,000万円。ここで見ていただきたいのが、標準財政規模の数値の要因としてカウントされる普通交付税の額と臨時財政対策債の額、この額が約、普通交付税では4億4,700万円の減額、臨時財政対策債については2億2,000万円の減額、これの合計額、大体6億6,000万円がダイレクトに15ページの標準財政規模の額として、簡単に言いますと、この減額分がこの二つの減額分に相当されるという形になります。この算定式を標準財政規模が基準財政収入額からいろいろな、先ほどの交付金の額に加味して、さらに普通交付税の額プラス臨時財政対策債発行可能額ということで、標準財政規模が該当しますので、単純に見て、簡単に分かりやすく言うのであれば、普通交付税の額と臨時財政対策債のその増減の額でこの額が増減するというような考え方でよろしいかと思います。これにつきましては、7月に普通交付税の本算定を迎えることになります。このことによって、この交付税の決定額が確定次第、標準財政規模の額が自動的に計算されて、これの増減が確定するという形になります。前年度は、交付税が、こんなこと言ったらあれなのですけれども、思った以上に多かったものですから、78億1,700万円というような標

準財政規模の額になっているということで御理解いただきたいと思います。

また、政策予算につきましての今回、6月補正で政策予算を提出させていただきますけれども、このうち留保財源はあるのかという形の御質問があります。この今現在、6月で提出できる財源といえますのは、当初予算が3月に成立した後で4月からスタートしているものですから、今、当初予算で計上された財源に留保があるかないかということになりますので、当初予算につきましては、できるだけ基金からの繰入金をしないうに必要な事業を充てるために編成された財源でございますので、今現在というか、6月において提案できる留保財源というのは、実質ございません。ですので、今この段階で、6月においては基金からの取崩しはやむを得ない状況での判断でございます。これが6月ちょっと過ぎますと、繰越金が確定します。さらに7月には、交付税が確定します。それをもって本年度の財源として活用できるのがこの6月補正、6月以降という話になりますので、今回の町長が政策予算を計上に盛り込むに当たっては留保財源がない状態で歳出予算を組んで、歳入につきましては、その調整額分として収支不足分として財政調整基金を充てさせていただいたということになります。

また、3月定例会で財政調整基金のほうに多額に積立てをしたというふうな内容になっておりますけれども、こちらは以前から財政の見通しでお示ししているとおり、基金の総額が減少傾向にあったということと、また令和3年度において普通交付税が、通常であれば7月に本算定を迎えた後に、このたびは令和3年度、国からの補正予算において追加で交付を受けたのが12月以降になります。この額が2億5,500万円で、国からその使い道として基金に積み立てるか、経済対策も充てるか、地方債の繰上償還に当てるかというような形での通知により補正予算として、国の補正予算として2億5,500万円の計上をいただいたものですから、これを次年度に活用すると、基金が減少している現状であることから、3月において3億9,800万円、約4億円程度の積立てをさせていただいたということになりま

す。

また、今、質問で、今回、補正予算の額としては7億1,900万円、この額が低いのか、少ないのではないかという御指摘ではあるかと思うのですが、こちらにつきましては、今回はコロナ関連の臨時交付金事業を使った、金額として約2億4,000万円程度、またコロナワクチンで5,100万円程度で、約2億9,000万円がこの額に含まれております。残りの4億1,000万円と通常の一般の補正で行っている1,800万円程度、約4億2,800万円が政策予算として提出できたものでありますけれども、こちらは当初予算において骨格予算になるものですから。大体、工事費関係を除いた金額になります。ですので、こちら6月に今、この額を提出させていただいたということは、この間、この工事がストップすることになりますので、これを速やかに補正予算として計上し、中小企業等の、速やかに執行して、その中小企業等の受注の機会の確保とかに向けて配慮した予算立てをするためには、この額になったということになります。また、今後についても、政策予算で、ただ補正予算になりますから名称は変わるかもしれませんが、随時必要な額については、9月、または12月定例会でお出しできるものについては検討していきたいと思っています。

質問にありましたけれども、平成30年と平成26年度の額については、今、こちらのほうに手元に資料がございませんので、できれば後ほど提出するというところでよろしいでしょうか。それとも、今、休憩を取ってお出ししたほうがよろしいでしょうか。

今、すみません、平成30年度と平成26年度の骨格予算、6月に提案した補正額の資料はちょっと手元がございませんので、こちらについては。（「あの、後でもらえれば」と呼ぶ者あり）分かりました。すみません、以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 失礼しました。比べてみたかったので、後で資料を頂ければそれでいいと思います。

ただ、我々に説明を受けているのは、新しい町

長になったら政策予算でじっくり何かあれをするのだというふうな印象を受けていたのと、町長の政策、立派な政策たくさんあるのでやってくれるだろうと。全部やれというわけではなくて、一つでも二つでも実行してもらえればなというふうに考えていたのに、あまりまだ反映されてないというか、時間も短いですからそうなのかなと思ったのですけれども、それで肉づけ予算という、そういう政策予算ということに期待をしていたので、ちょっとがっかりしたところがあったのですけれども、要はそうすると政策予算といっても限られた財源の中で、少ししかやりようがないのだと。新しい町長の意欲だとかそういう関係なく、やりようがないのだということで考えていいわけですね。

それと、先ほどの財政標準財政規模のこの数字なんですけれども、これは交付金とか何とかの基準とか何か、そういうものになるのかなと考えていたのですけれども、これによってそういうものが減ったり増えたりするというようなことはないのか、その心配だったのですけれども、ただ、予算規模がこれで少なくなっているよ、小さくなったよというだけでいいことなのか、そこのところで交付金とか何とか、ほかのもので影響が出ないのどうか、そこのところをもう一度お願いいたします。

○議長（木下 敏） 総務財政課財政担当課長。

○総務財政課財政担当課長（青山栄久雄） 最初に標準財政規模のほうからちょっと御説明させていただきますけれども、こちらは当初予算というか、政策後予算の編成の結果に伴って、今、計上した数値に伴って計算された金額が標準財政規模として71億9,100万円と計上されておりましたけれども、こちら、国からもらう交付金やそういうものの手法には影響しないという形になります。これは、決算において、その下以降の、例えば実質、決算が確定してからになりますけれども、実質収支比率が、すみません、実質公債比率とか将来負担比率を算定する際の額になりますので、こちら今、括弧書きとさせていただきますけれども、あくまでも予算上での数値であって、決算上になると、これは確定された標準財政規模の

よってまた計算しますので、正しい数字は導き出されるのと、交付金やそういうものには何ら一切影響がないこととなりますので、御理解いただきたいと思ひます。

また、政策予算の額につきましては、今後、今、先ほども答弁させていただきまされたけれども、財源つきましては、これは今現在、6月で提案できる財源につきましては、致し方ない状況ですけれども財政調整基金からでしかないということになります。これは、短い間での政策予算編成であることから、限られた事業しか今回計上させていただいては、町長もそう考えているかもしれませぬけれども、これ2期目、3期目があるものですから、これを随時結果反映できるような形での編成予算、名前はもう政策予算とはなりませんけれども、来年以降は通常予算の中で政策的な経費を盛り込んだ予算を編成していきたいと思ひますので、御理解願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております議案第40号令和4年度七飯町一般会計補正予算（第3号）、議案第41号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第42号令和4年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第43号令和4年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第44号令和4年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上5件については、慎重審議の必要性があると認められることから、議長を除く全員の議員で構成する令和4年度予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思ひますが、御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま一括議題となっております議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第44号の案件については、議

長を除く全員で構成する令和4年度予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。直ちに委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

### 諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま、令和4年度予算審査特別委員会から、委員長に池田誠悦議員、副委員長に長谷川生人議員を互選した旨の報告がありました。この際、委員長就任の挨拶を求めます。副委員長も一緒にお願いいたします。

○4番（池田誠悦） それでは、ただいま令和4年度予算特別委員会委員長を命じられた池田でございます。副委員長を預かります長谷川生人議員です。よろしくお願ひします。

また、この委員会の議員皆様のお力をお借りして慎重審議やっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 就任の挨拶を終ります。

### 休 会 の 議 決

○議長（木下 敏） お諮りいたします。

令和4年度予算審査特別委員会の審査のため、6月16日から6月20日までを休会といたしたいと思ひますが、これに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、6月16日から6月20日までは、休会とすることに決定いたしました。

### 散 会 の 議 決

---

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれで散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで散会することに決定いたしました。

---

散 会 宣 告

---

○議長（木下 敏） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時42分 散会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

令和 4 年 10 月 24 日

議 長 本下 敏  
議 員 池田 洋 誠 亮  
議 員 田村 敏 郎